

部活動に係る活動(運営)方針

令和5年 5月12日 改訂

茨城県立伊奈特別支援学校

目 次

第 1	「茨城県立伊奈特別支援学校運動部活動に係る活動方針」策定の趣旨・・・・・・・・・・	2
第 2	運動部活動に係る活動方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	運動部活動の基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	運動部活動の休養日及び活動日等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-3
3	学校単位で参加する大会等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	適切な運動部活動の運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-4
5	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組・・・・・・・・・・	4-5
6	生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	文化部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	部活動の郊外活動における引率等の業務について・・・・・・・・・・	6

資 料

別添 1	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）
別添 2	茨城県運動部活動の運営方針について（改訂版）（令和4年12月）
別添 3	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言 ～地域移行を目指して～
別添 4	運動部活動運営チェックリスト
別添 5	「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」（平成29年12月公益財団法人日本体育協会）本県の総合型地域スポーツクラブ一覧
別添 6	令和4年度 児童生徒の体力・運動能力調査報告書
別途 7	文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）

第1 「茨城県立伊奈特別支援学校運動部活動に係る活動方針」策定の趣旨

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- ・ 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。
- ・ 学校全体として運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

- 本校は、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以後、「ガイドライン」という。）（※別添1参照）並びに「茨城県運動部活動の運営方針について（改訂版）」（以後、「県運営方針」という。）に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

第2 運動部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。また、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資したりするなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、本校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、本校としての組織力を高めながら、本校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図る。

2 運動部活動の休養日及び活動日等の設定

(1)休養日

- ア 週当たり3日以上休養日を設ける。（原則平日1日、休日2日）

- イ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間も設ける。

(2)活動時間

- ア 1日の活動時間は、平日のみ90分程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率

的・効果的な活動を行う。（※別添1参照）

イ 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後に活動する。

(3)熱中症対策

ア 学区内地域や活動時間帯に、気象庁の高温注意情報が発せられたときには、屋外の運動を原則として行わない。

イ 実施が可能と判断し、活動する際も、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。

ウ 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

○ 校長は、運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

4 適切な運動部活動の運営のための体制整備

(1)運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、「県運営方針」に則り、毎年度、「県立伊奈特別支援学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

また、運動部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び部活動顧問が作成する「年間及び毎月の活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

(2)運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整を図る。

イ 運動部活動の運営に関する校内組織体制として、「運動部活動運営委員会」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切なトレーニング内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 部活動指導員等を任用・配置する際は、本校において、下記の内容（※別添1参照）

で研修の機会を設ける。

- ・学校、運動部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ・学校、運動部が抱える課題
- ・学校、運動部における用具・施設の点検・管理

オ 運動部顧問において、特に競技及び指導経験のない顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、運動部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

カ P T A総会やホームページなどを利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、本校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取り組みをするとともに、本校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解と協力を求める。

キ 近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

ア 運動部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、運動部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

イ 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が令和4年12月に作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（※別添1参照）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。（※別添1参照）

ウ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

エ 運動部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「P D C Aサイクル」を着実に実施する。

また、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努める。

- 1 Plan（計画）・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do（実施・実行）・・・計画に沿って安全に実施
- 3 Check（点検・評価）・・・実施状況や効果・成果を点検・評価

4 Action（処置・改善）・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

オ 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする。

(2)運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 運動部顧問は、中央競技団体の指導手引を活用して、5（1）に基づく指導を行う。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1)生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

ア 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置や、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の競技関係団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

イ 競技力の向上以外にも、友だちと楽しめる、適度な頻度で行えるなど、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる生徒の多様なニーズに応じた運動部活動の設置を行う。

ウ 運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする。

(2)地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、本校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体（※別添1 参照）との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、本校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、本校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備を推進する。

イ 運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の資質の向上に関する取組においては、公益財団法人茨城県体育協会、県内各競技団体及びその他のスポーツ団体が、県と連携し、学校と地域が協働・融合した形で整備した、地域のスポーツ環境の活用を図る。

7 文化部の活動

○ 県運営方針の「1（1）適切な休養日等の設定」及び「2 適切な運営のための体制整備」及びについて準じた取扱いをする。

8 部活動の校外活動における引率等の業務について

(1)管理職との連携

ア 部活動指導者は、大会や練習試合等の校外活動における引率を行う場合、以下の手順を踏んで本校管理職と連携を図るようにする。

- 1 引率日前日に管理職（教頭及び副校長）から学校携帯を借りる。その際、当日の引率者や参加生徒の人数が確認できる実施計画書 1 部を手渡し、当日の日程について確認・報告する。
- 2 引率日当日は、集合時に参加生徒及び引率者の出欠、生徒の健康状態等を確認し、本校管理職へ速やかに報告をする。
- 3 活動終了後、目的地を出発する前に結果報告及び参加生徒の早退等の有無、解散までの引率者の動静や人数について報告する。

(2)事務処理について

ア 部活動指導者は、大会や練習試合等の校外活動における引率を行う場合、以下の手順を踏んで事務処理を行う。

- 1 引率日 2 週間前までに実施計画書、出張伺（承認伺）、特殊業務従事簿を各 1 部本校管理職に提出する。
- 2 引率終了後は 1 週間以内に、出張復命（承認復命）を 1 部提出する。

附記

令和元年 12月 3 日 一部改正（8 （1）、（2）を追記）

令和 5 年 5 月12日 一部改正